

住民税(市県民税)からの住宅ローン控除の申告をお忘れなく!



Q. 対象者は?

- ・所得税において住宅ローン控除の適用を受けており、
- ・平成11年1月1日から平成18年12月31日までの入居者で、
- ・税源移譲により所得税が減少し、**所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある人。**

サラリーマンの場合

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

住所 五條市本町1丁目1番1号	氏名 ゴジョウ タロウ 五條 太郎			
種別 給与・賞与等	支払金額 7,000,000	給与所得控除後の金額 5,100,000	所得控除の合計額 2,470,000	源泉徴収税額 0
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (障害者を除く)	社会保険料等の金額
有無	控除の額	特定 老人 その他	特別 その他	生命保険料の控除額
○		1	1	700,000
				住宅借入金等特別控除の額 165,500
				住宅借入金等特別控除可能額 270,000
				配属者の合計所得 個人年金保険料の金額
				国民健康保険料の金額
				受給者生年月日

平成19年分 給与所得の源泉徴収票を見てください。

左側の摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」が「住宅借入金等特別控除の額」の欄の金額より大きい場合

申告により、引ききれなかった住宅ローン控除を住民税から控除できます。

「所得税の住宅ローン控除可能額」270,000円 > 「所得税の住宅ローン控除額」165,500円

Q. 控除額(計算方法)は?

平成20年度住民税からの控除額 = 次の①と②のいずれか少ない金額 - 税源移譲後(改正後)の税率で計算した平成19年分の所得税額(住宅ローン控除適用前)

①平成19年分の所得税の住宅ローン控除可能額
 ②税源移譲前(改正前)の税率で計算した平成19年分の所得税額(住宅ローン控除適用前)

Q. 手続き(申告方法)は?

住民税からの住宅ローン控除を受ける人は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を
毎年3月15日(平成20年は3月17日)までに提出してください。

対象者	提出するもの	提出先
給与所得のみで、所得税の確定申告をしない人	①住宅借入金等特別税額控除申告書 ②源泉徴収票(原本)	1月1日現在お住まいの市町村へ
所得税の確定申告をする人	①住宅借入金等特別税額控除申告書	確定申告書とともに税務署へ

- ※申告に基づく減額措置です。くれぐれも申告を忘れないようにしてください。
- ※「申告書」は、(1)市区町村提出用(2)税務署確認用(3)本人控えの3枚必要です。平成20年1月から市役所窓口へ備え付けてあります。
- ※「申告書」の様式、記載要領は、市ホームページ(<http://www.city.gojo.lg.jp>)にも掲載しています。
- 問合先 税務課 市民税係 ☎(内線298、256)

1月には

市県民税(4期)
国民健康保険税(7期)
の納期です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。
 納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。
 納期限は1月31日(木)です。

- 問合先
 税務課徴収係 ☎(内線259、260)
 保険課保険税係 ☎(内線266、368)